

2006年2月13日

徳島県知事

飯泉 嘉門 様

「遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン(素案)」に対する意見

日本バイオ産業人会議
世話人代表 歌田 勝弘

住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-26-9
TEL: 03-5541-2731 FAX: 03-5541-2737

現在、貴県においてご検討中の「遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン(素案)」について、日本のバイオ産業界を代表して、以下の通り意見をまとめましたので、宜しくご考慮下さいますようお願い致します。

1. 本素案 1 (1)項で「遺伝子組換え技術は、生物工学の中核的技術として注目されており、食料問題等地球規模の課題を解決するキーテクノロジー」と認識されている通り、遺伝子組換え技術に代表されるバイオテクノロジーは、次世代の食糧・エネルギー・環境問題等を解決する重要技術として、農業振興や新産業創出において飛躍的な発展と貢献が期待されています。国としても、現在、2002年12月に策定された国家戦略「バイオテクノロジー戦略大綱」に基づき、一丸となつての推進策がとられています。

一方、遺伝子組換え作物の安全性については、本素案 1 (3)項で記載される通り、法の下に国として安全性を評価・承認する制度が機能し、その安全性が確保されています。

したがって、遺伝子組換え作物の栽培に当たっては、国の規制・制度を超えて過度に規制するべきではないと考えます。過剰に規制することは、安全で高機能な作物の栽培を制限すると共に、将来が期待される植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体の国際的な遅れをもたらすことが危惧されます。

2. 一般商業栽培できる遺伝子組換え作物は、国による上記の安全性承認が得られたものであり、基本的に法的規制を受けることなく自由に栽培できます。したがって、一般商業栽培できる遺伝子組換え作物は本素案の対象としないことが適切であると考えます。

一般商業栽培できる遺伝子組換え作物は、一般作物と同様に扱われるべきものであり、その交雑・混入防止対策についても、通常行われる一般作物の品種やブラ

ンドの交雑・混入防止措置と同様の対応で充分であると考えます。あるいは、IP ハンドリングなどの流通管理により、現在大量に輸入され特別な混乱もなく国内で流通している遺伝子組換え作物のように対応することが可能です。

3. 本素案 3 (2)項に、開放系一般栽培の内容を周知する範囲は、「交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内」とされています。知事が範囲を定めるに当たっては、科学的知見と議論を基に現実に交雑が起こる範囲を特定することが必要です。交雑の範囲については、農林水産省において各分野の専門家が科学的知見を基に検討・策定した「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準ずるのが適切であると考えます。また、本範囲のように今後規制条件が検討されるものについては、具体案ができた時点で改めてパブリック・コメントを求める必要があると考えます。

4. 過度の規制を行うことは、地域に適した農業技術・研究開発を阻害し、将来の日本の農業・食品産業の発展、環境問題への対応の大きな足枷になると共に、いたずらに「不安」「混乱」を増幅させることになり、正しい理解を妨げるものと強く危惧します。

米国から大量に輸入・消費されているダイズやトウモロコシなどは、「不分別」はもとより、「非遺伝子組換え」として流通しているものであっても、5%未満の遺伝子組換え体が含まれています。貴県においても、当然このような輸入ダイズやトウモロコシを飼料用、食品加工用として使用しているものと思われます。こうした現実を無視し、過剰な規制をし「不安」を煽ることになれば、ひいては貴県における栽培作物だけでなく、飼料、飼料を食した家畜、加工食品においても「不安」と「混乱」を招くものと危惧します。

「不安」「混乱」の問題を解決するために、行政として積極的に取るべき方法、措置は、規制をすることではなく、適切な情報提供はもとより、幅広い層への教育、リスクコミュニケーション等を適宜適切に行い、一般消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう積極的に努力をすることであると考えます。

以上